

税務署から・・・

消費税確定申告書の

提出は4月1日まで

◎個人事業者の方の消費税の確定申告が始まります

昭和63年中の課税売上高が3千万円を超える事業者の方は、平成3年4月1日までに平成2年分の「消費税確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出し、その消費税額を納付してください。

なお、「消費税確定申告書」には簡易課税用と一般用の2種類があります。

①昭和63年中の課税売上高が5億円以下の課税事業者で、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は、「消費税確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。

②①以外の方は、「消費税確定申告書（一般用）」を提出してください。

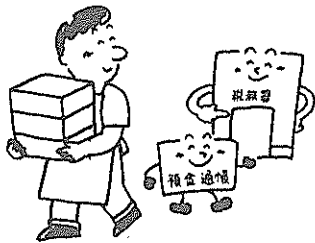
◎所得税及び消費税の納税は振替納税で

所得税及び消費税の納税方法に、銀行などの預金口座から振

り替えによって納税する振替納税の制度があります。この制度を利用すれば、納税のための手数が少なくて済みます。また、ついうっかり納期限を忘れ滞納してしまふこともなくなり、大変便利です。振替納税の利用をお勧めします。

新たに振替納税を希望される場合は、預貯金先の金融機関か税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

◎還付金の受け取りは口座振り込みで
申告により、税金が還付される方は、還付金額の多少にかかわらず、銀行など金融機関の預金口座への振り込みを利用できます。



預金口座への振り込みを希望される方は、申告書下部の「還付される税金の受取場所」欄へ、振込み先の金融機関名、預金の種類、口座番号を記入してください。ただし、指定できる預金口座は、申告した本人名義のものに限りません。

※詳しいことのお問い合わせは、南国税務署総務課（☎093215）までお気軽に。

集落整備事業

集会所、農道

などの改修

申し込みは3月20日まで

集会所（部落公民館）や農道、用水路などの平成3年度の改修申し込みを集落整備事業の実施を前提として受け付けます。

この事業は、県費と市費の補助事業で、地元も一定の金額を負担する必要があります。

事業費が50万円以上で、単年度で完了するものを対象とします。1集落1申請なので、十分話し合った上で、3月20日まで

にお申し込みください。平成2年度に採択されなかった集落も新たに申請してください。

※申請用紙の請求や詳しいことのお問い合わせは、市役所総務課総務管理係（☎0932111内線432）まで。

【総務課】

美しいまちづくり

推進事業

雑排水路の整備

申し込みは3月末日まで

地域の浸水や環境汚染の原因になっている雑排水路を対象とした下水排水路整備の平成3年度分の申し込みを3月末日まで受け付けています。

原則として受益戸数が10戸以

今月の納税

固定資産税（4期分）、国保税（6期分）

納期限は 2月末日 です

市税は納期限内に納付しましょう

※口座振替をご利用の方は引き落とし不能にならないよう納期限前に口座の残金をお確かめください。

上で、1集落1事業とします。

また、施設整備のための工事費、工事請負費は200万円までです。

※詳しいことのお問い合わせは総務課総務管理係（☎0932111内線432）まで。

【総務課】

24時間

健康テレホン

サービス

高知保険医協会では、電話を通して健康をお届けする24時間健康テレホンサービスを行っています。お気軽にご利用ください。

☎電話番号 098800

2月のテーマ

月曜日 あこの病気ーあこの節症ー

火曜日 肝臓のはたらき

水曜日 成人の手首の骨折

木曜日 乗り物酔い

金曜日 家族の介護力を見直す

土・日曜日 暖房と健康

※時間は朝9時から翌朝9時までです。詳しいことのお問い合わせは、高知保険医協会（☎09321428）まで。